

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

原告第95準備書面

－被告準備書面(31)への反論－

2022年(令和4年)11月24日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

第1 はじめに

被告関電は、準備書面（31）「第1 はじめに」において、「様々な安全対策により本件発電所における安全性は十分に確保されており、本件発電所において重大事故等が発生し、放射線物質の異常放出等が生じて原告らの人格権等が侵害される具体的危険性が認められることはない」と主張するが、かかる主張はまさに「安全神話」そのものである。ここには、福島第一原発事故の反省にたち、「原子炉」の安全だけでなく、「周辺住民」の安全を重視するという姿勢が全くない。この姿勢こそが被告関電の本質といわねばならない。

以下、被告関電準備書面（31）について、必要な限りにおいて具体的に反論する。

第2 被告関電準備書面（31）「第2 深層防護と具体的危険性の判断の関係及び水戸地裁判決における問題点について」に対して

被告関電が主張する「深層防護の考え方」に対する一般論、「深層防護とは、主に複数の連続かつ独立したレベルの防護の組合せによって実現され、万一ひとつの防護レベル又は障壁が機能しなくても、次の防護レベル又は障壁が機能するとされ、各防護レベルが独立して機能することが深層防護の不可欠な要素であるとされている。このような深層防護の考え方の基礎には、「前段否定・後段否定」という概念がある。すなわち、異常や事故の発生・拡大を防止し、その影響を低減するために多段的な安全確保対策を立案・計画するに当たって、各防護レベルにおける対策をそれぞれ充実した十分な内容とするために、あえて、各々を独立した対策として捉え、前段階の対策は奏功せず、後続の対策には期待できない、との前提を無条件に置くものである」（7頁 「2 深層防護と具体的危険性の判断との関係」冒頭から）については、原告らには異論は無い。ところが、被告関電は、具体的場面においては、「第5層の防護レベルに相当する対策の当否を問題視するのであれば、当然ながら、第5層の防護レベルが機能すべき事態に陥る具体的な蓋然性、すなわち第1層から第4層までのすべての防護レベルに相当する安全対策が奏功せず、

放射線物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する蓋然性がまず問われるべきである」(9頁16行目以下)と主張した上で、第5層の防護レベルの「欠落し又は不十分」を理由に原子炉施設の運転差し止めを認めた水戸地裁判決に対し、「前段否定・後段否定」の概念を誤っていると批判する。

しかしながら、かかる被告関電の主張こそ、深層防護の考え方の最も基本というべき「前段否定・後段否定」の概念の理解を誤るものである。深層防護における「前段否定・後段否定」の概念は、上記被告関電が主張するとおり、原発事故が発生した場合の重大性に鑑み、各階層で最善を尽くして完璧に近い防護対策がなされているところに、あえて防護対策が破られると仮定し、防護対策を講じるべきであるという方法論である。つまり、仮に「前段」の安全対策が全て全うされていたとしても、想定を超える事態が発生しうることを当然の前提として「後段」の安全対策を求め、第1層～第5層までの全ての安全対策が完備されない限り、原子炉施設の運転は認めないとするものであり、国会事故調が指摘したとおり、福島原発事故以前から国際的な安全基準のスタンダードはこの深層防護にあった。水戸地裁判決は、この国際的な安全基準のスタンダードに立つものであって、福島第一原発事故を経てもなお、「安全神話」から脱却できず、「原子炉」は安全というだけで、周辺住民の安全からは目をそらし続ける国や電力会社の姿勢に対し、司法の立場で当然の判断をしたにすぎない。

第3 原災指針は、IAEA（国際原子力機関）の提示する基準に沿っていないこと

1 被告関電は、IAEAの文書（丙404の1, 2）の性格の捉え方を誤っている。

被告関電は「原告がIAEAが原則屋内退避ではないとして引用する甲528の2（丙404の1, 2）は、PAZやUPZ等における避難方法等に係る考え方の基準を示しているわけではなく、考え方の一例として例示されているにとどまる」とし「IAEAの基準を満たさないとする原告らの

主張は失当である」と主張する（被告関電第31準備書面19頁）。

しかしながら、被告関電は、甲528の2（丙404の1，2）の性格の捉え方を意図的に誤っている。

確かに、国の研究機関である日本原子力研究機構は「EXAMPLES」を「例」と訳しているが、被告関電の主張するような「一例として例示されている」ものではなく、以下のとおり「基準」であることは疑うべくもない。

IAEAの意図する趣旨を汲んだEXAMPLESの日本語訳としては単なる「例」ではなく「手本、模範」が最も適切な訳と思われる。

なぜならば、単なる「一例」という意味での「例」であれば、このような国際文書を発刊する意味を有しない。それが「軽水炉との過酷な状況に起因する緊急事態において公衆を防護するための措置」という文書として十分に公衆防護の措置として科学的裏付けのある文書として出される以上は、模範となる厳格な措置を挙げなければ意味がないからである。「手本、模範」であれば、基準であることに間違いない。

なお、原子力規制委員会設置法第一条では「確立された国際的基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し・・・」とあるが、ここにいう「確立された国際的な基準」とは、IAEAが安全基準としてまとめている「安全原則」「安全要件」「安全指針」の 카테고리による階層構造で体系的に整理されている一連の基準文書を基本とするものである。

従って、「基準」と翻訳されていないから「一例として例示されているにとどまる」との解釈こそ意図的な誤訳であり、そのような解釈を前提とする被告関電の主張こそ主張自体失当である。

2 原災指針の原則屋内退避の考え方は、IAEAの基準に沿っていない。

もともと被告関電は「（この点を措くとしても）として原災指針においてUPZで段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまで屋内退避を原則実施する旨定められている点についてはIAEAの文書が示す考えとも合致している」（同19頁）と主張している。

この点は、さすがにIAEAの基準（模範・手本）に沿っていないことに

なると、日本の原子力安全対策が国際レベルに達しておらず、安全対策に深刻な不備があることを認めることになるからであろう。

かくして被告関電は「IAEAの文書が示す考えとも合致している」と主張するが、IAEAの当該文書の考えと合致していないことは、既に原告第73準備書面49～50頁に詳細に指摘したとおりである。

以下、被告第31準備書面に主張されている限度で再度論じる。

(1) IAEAの「屋内退避」と「避難」の関係と原災指針のそれとは、似て非成るものである。

被告関電は「IAEAの文書においては、UPZでは屋内退避が避難指示待ちや安全な避難が困難な場合にのみ認められているわけではなく、屋内退避の効果は短期間に限定されることを前提に、公衆に直ちにITB剤の服用を指示し、避難の指示があるまでは屋内退避を指示する」と主張し、その後、縷々IAEA文書を自己に都合のよいように解釈して、IAEAの文書に沿っていると強弁している。

しかしながら、IAEAの「屋内退避」と「避難」の関係と原災指針の「屋内退避」と「避難」の関係は、以下のように似て非成るものであるにも関わらず、被告関電は、同じ「段階的避難との考えだ」と強弁しているのである。

すなわち、IAEAの文書には、確かに「避難の指示があるまでは屋内退避」との記述があるものの、大規模な放射性物質の放出の可能性がある場合は、UPZ内の住民も「PAZの避難に遅れがない範囲で、安全に避難できる限り直ぐに避難する」となっており、過酷事故の場合は、プルームが来る前（測定が開始される前にまず避難）原則「避難」をすることが前提なのである。

<IAEAの基準>

この原則「避難」の方針を、IAEAが、文書の冒頭「1.はじめに」に以下のとおり記述している。

「損傷した燃料から大気中に放出された放射性物質は、プルームを形成するであろう。(中略)このプルームにより原子力発電所の周辺2から5km内の住民に放出後数時間内に傷害や死亡をもたらす可能性がある(中

略) これらの傷害を最も効果的に防止するためには、プルームの到達前に防護措置が講じられる必要がある。したがって、施設で過酷な状況が検出されたときに開始する必要がある、環境モニタリングの結果を得るがために遅れがあってはならない。原子力発電所からさらに遠い約15から30km内では、プルーム中の放射性物質の吸入が、がんの発生率を増加させる結果と成る可能性がある。したがってこれらのガンを最も効果的に防止するためには、プルームの到達前に防護措置が講じられる必要がある、環境モニタリングに基づいて防護措置を実行することはできない。

効果的であるためには、原子力発電所で炉心又は使用済み燃料プール内の燃料が重大な損傷にいたる状況を検知したら、まず発電所から3から5km内にいる人に対して、防護措置を迅速に実行する必要がある。迅速に実行するとは、重大な放出が始まる前に行動するということである。放出の時期は予測できないので、炉心又は使用済み燃料プール内の燃料の損傷が発生した、又はこれから発生することを示すあらかじめ定められた判断基準を超えたら、原子力発電所周辺では、住民を防護する措置が最も効果的であるために直ちに開始される必要がある」(丙404の1, 2, 1頁)。

<原災指針>

他方、原災指針は、UPZ内では、放射性物質が放出される前の段階で予防的に屋内退避を実施する。すなわち、まずは、屋内退避により、放射性物質が放出された際の被ばくを低減させる、とする。その後に、空間放射線量率等を確認し、OILに応じた一時移転や避難等の防護措置を実施するとなっている。

要するに、IAEAは放出の可能性がある段階で避難するのに対し、原災指針は放出後も屋内退避を続け、一定の空間線量率(OIL)を超えるまで避難指示をしないのである。

(2) 原災指針の「段階的避難」とIAEAの「段階的に避難することを念頭においている」との意味は、全く異なる。

原災指針は、IAEAが「段階的避難」という言葉を使っている事を奇貨

として、論点をずらして IAEA の考え方が前提として「段階的避難」という考え方を採用しているとして、その考え方に沿っているとしているのである。

しかし IAEA は、あくまで「UPZ 内の避難は、直ぐにリスクのある地域を最初に避難させる(例えば、予想風向を考慮する)、あるいは、最も効果的に実行可能な方法(例えば、現状の道路ネットワークを最適化して)で段階的に行う」(丙 404 の 2, 7 頁)というものであり、IAEA の文書は、リスクの程度に応じて避難する地域に優先順位をつけ、屋内退避も活用しつつ、段階的に避難することを念頭に置いている。このことは、避難時の混乱を回避し、確実・迅速に避難させることで原子力災害発生初期段階での被ばくを可能な限り抑えることを志向しているが、他方、原災指針は、屋内退避の上で、緊急時モニタリングにより空間放射線量率等を確認し、OIL に応じた一時移転や避難等の防護措置を実施する(中略)、屋内退避を行った後、段階的に避難を実施する枠組みとなっている。

確かに、似た言葉(屋内退避、段階的避難)を両者は、使っているが、根底の基本的な考え方に根本的な違いがあることは、IAEA の文書をよく読めば明白であり、原告らはそれを問題にしているのである。

(3) 原災指針は、IAEA 文書が求めている「屋内退避は直ちに、安定ヨウ素剤を投与できる条件でかつ短期日 1 日」その他、原告第 7 3 準備書面で指摘したような条件をうたわずに、単に漫然と「屋内退避」をさせることのみ掲げるものであり、およそ IAEA の基準に沿っていると言えないことこれまでに指摘したとおりである。

(4) IAEA の基準に沿っていたとしても、具体的危険性は、完全には回避できない。しかし、原災指針はその基準にさえ、沿っていない。

しかも、そもそも段階的に避難させざるを得ない状況(道路事情、避難時の混乱を回避できない可能性がある)のようなもとで「被ばくを可能な限りでしか抑えられないような状況」の発生する条件のもとで、原発稼働させる必要性があるのかを、裁判所には是非考えていただきたい。その意味では、IAEA の基準をもってしても、被ばくの可能性が生じるような過酷事故が起こる可能性があるような原発稼働自体が本来許

されるべきではないのである。

原告らは、IAEAの基準に沿っていれば、原発を稼働させてもよいと考えているのではなく、原発の過酷事故の起こった場合の避難対策を深層防護の第5層に位置づけて、稼働を許容するIAEAの基準にさえ沿っていないことを被告関電の原子力稼働の「具体的危険性」として問題にしているのである。

3 屋内退避における内部被ばくの低減効果は、屋内への侵入・残留にかかわる時間要素を考慮して論じなければならない。

また被告関電は、「原告らは、UPZについて、通気性の高い木造家屋では屋内退避による効果を得られないと主張するが、甲528では、木造家屋の場合、外部被ばくについて10～60%低減、内部被ばくについて75%低減になるとしており、木造家屋への屋内退避は、特に内部被ばくに対して大きな効果を有している」と原告第73、81準備書面の記述（但し、「通気性の高い」との表現は、第73にはなく、81書面のみ。と被告関電指摘）に反論している。

しかしながら、廣内論文（甲528）の4ページは、欧米の家屋が対象の表であり、日本特有の住居の低減効果が同じであるかどうかを評価する必要があることを示すために、初めに提示されたものであり、日本の家屋の低減効果を示したものではない。

しかし、そもそも、外部被ばくと異なり内部被ばくの低減効果は屋内への侵入・残留にかかわる時間要素なしに語れないのであり、それは既に指摘したとおりであり、それらの時間的要素を考慮した上で、論じているものである。

被告関電の主張は、正面からの反論は困難であるため、時には、論点をすり替え、時には、原告の主張を意図的にねじ曲げて反論しているものであり、原告の主張への反論が不可能であることを認めるものである。

4 原災指針の「屋内退避」は、「避難」における一時的なものにとどまる保障は一切ない。

被告関電は更に「原子力規制委員会のまずは、屋内退避をとることを基本とすべきであるとの見解からも明かなとおり、屋内退避は、避難指示が出るまでの準備段階としての一時的なものとの位置づけであるにもかかわらず、原告らはこれを正解せず、放射性物質の吸入による内部被ばくをできる限り低く抑えることが重要である」との知見を考慮することなく、いたずらに屋内退避による外部被ばくの低減効果が小さいことを強調するに過ぎない」と主張する。

しかしながら、第73準備書面でも指摘してきたが、再度繰り返す。被告関電は、原災指針の「屋内退避」をあたかも必ず実施される「避難」の「準備段階」「一時的」なものにとらえているようであるが、このような主張は、原災指針の誤読ないし、裁判所の理解を誤導する主張である。

原災指針やそれに基づいて作成されたとする「避難計画」を読めば明らかなおとり（たとえば、甲433, 3頁・大飯避難計画の概要版のUPZの図を見ると「屋内退避の指示」とあり、図面の中に、「避難」を指示することの記述が一切ない。）、また、避難や一時移転は必ず実施されるものではない。「避難の指示」は、一定の線量率に達しない限りは発出されないことから、避難指示が出ないこともあるのであり、また、「準備段階」や「一時的」なものとはとらえられない（一時的を保障する期限も誰がそれを判断するかさえ明記されていない）。これから見ても、「屋内退避」を原則としていることは明かである。

原災指針は、2018年7月25日に、全部改定されたが、この改定は、根本的な改定であった。それ以前の防護措置の「基本的考え方」を変更し、達成すべき目標を努力目標に変質・後退させた。更に、UPZでの防護措置の基本的考え方に「屋内退避を実施する」という文言を追加した。これによって、国は「避難」よりも「屋内退避」を強調しはじめ、内閣府は広報チラシ（甲614）で、「すぐに逃げる必要はありません」「屋内退避が安全への第1歩！！」とまで書いており、この点からも「原則屋内退避」とする考え方に方針を変えたことが明かである。

この方針の変更は、そもそもPAZやUPZなどに居住するないし、過酷事故が万が一起こった場合にその時点で、当該地域に存在する人々を完

全に安全な退避をさせることが、道路事情（渋滞や地震など災害による寸断など）やその他の事情で、困難であること、これを解消する方法や設備を備えることが困難なことが明らかになるなかで、できるだけ被害を少なくするという苦肉の策である。しかし、そもそも放射能被害の犠牲をより少なくする程度の防護策しかとりえない状況で原発を稼働させること自体、経済を優先させるために、多少の命の犠牲や犠牲の可能性があってもよいという論理であるが、このような社会通念は存在しないし、認められるべきではない。

5 小括

以上のとおり、原災指針の考え方は UPZ においては「原則屋内退避」であり、IAEA の「まずは、避難」との基準にも考え方にも一切沿っておらず、被告関電の反論は、いずれも主張自体失当である。

以上